

千葉県青少年健全育成条例(第19条の4)を改正しました

だれでも、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはいけません。

児童ポルノ等の提供を求めた者のうち、次の場合、30万円以下の罰金又は料金が適用されます。

- ・ 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うよう求めた場合。
 - ・ 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対償を供与する等により当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うよう求めた場合。
- (令和2年7月1日施行)

※児童ポルノ等とは、「児童買春、児童ポルノに係る行為等を規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録で、青少年の裸体等の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいいます。

自画撮りの要求はきちんと断りましょう!

①拒否しているのに



②脅されて



③だまされて



④困らされて

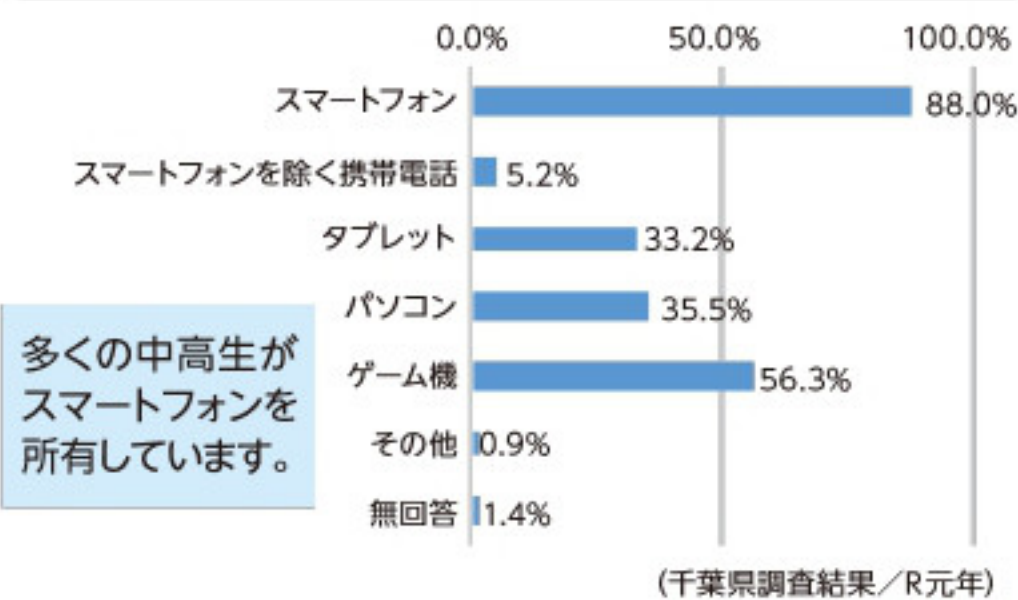


⑤金銭などの提供を約束されて

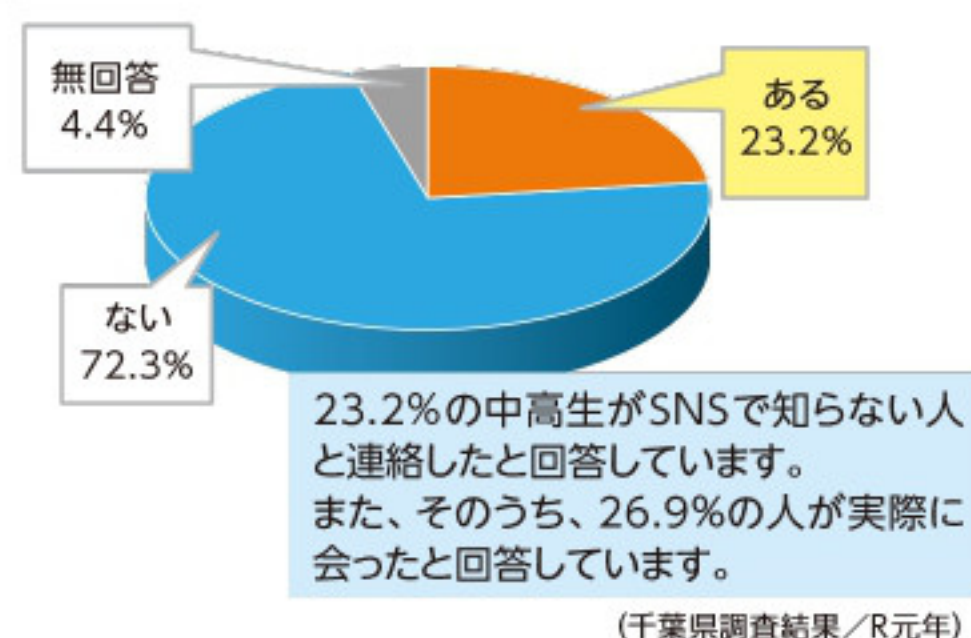


スマートフォンの普及によりSNSの利用を通じた自画撮り被害が増加しています

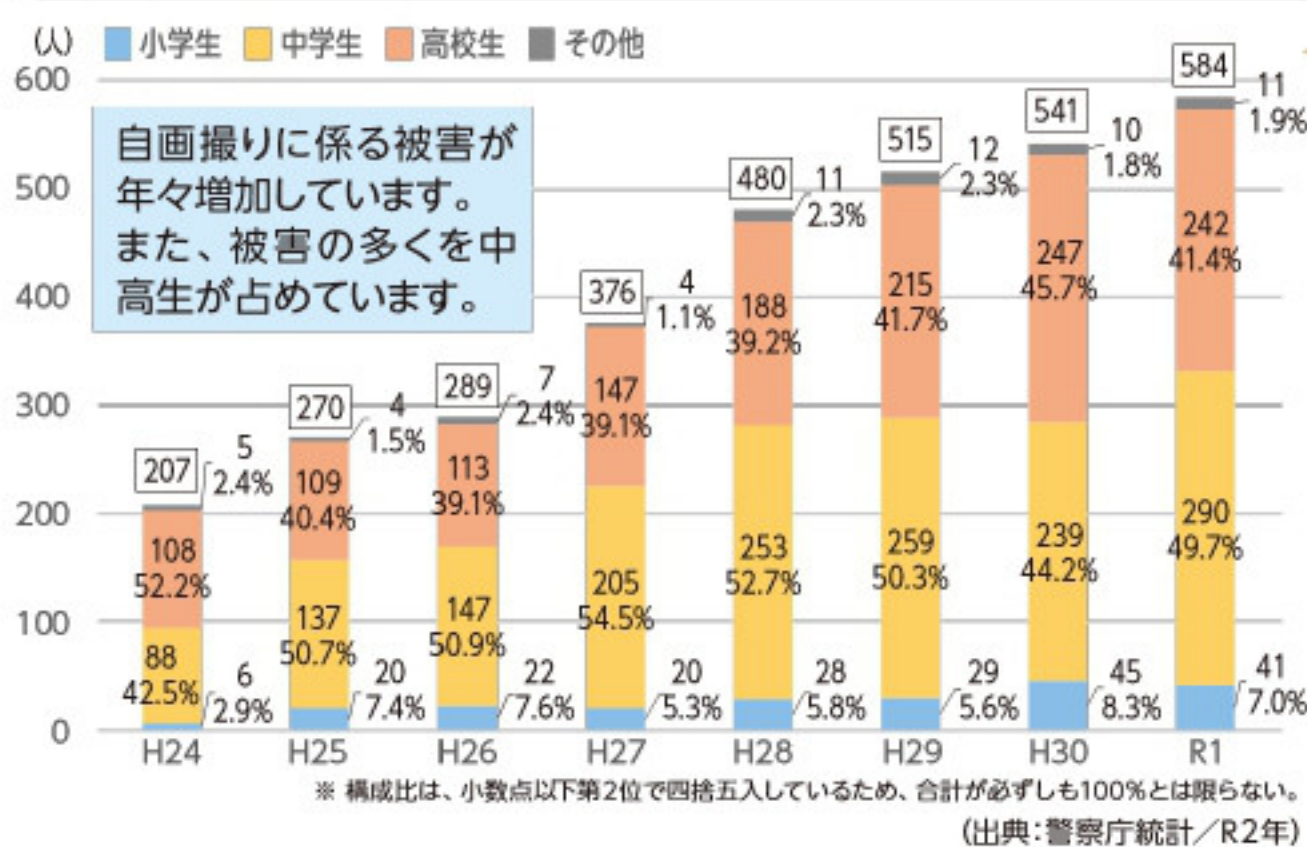
中高生のインターネットに接続できる情報機器の所有状況



SNSで知らない人と連絡した中高生の割合



児童が自らを撮影した画像に伴う被害に遭った児童の推移



○政府インターネットテレビ

「自画撮り被害が増加! SNS上の出会いに要注意!!」

年々摘発件数が増えている児童ポルノ事件。その中で最も多いのが、SNSを利用した「自画撮り」被害。同年代の友人を装って相手をだまし、裸の画像などを送らせる手口です。なぜ、自分の画像を送ってしまうのか。実際の事件を基に再現ドラマでご紹介します。



相談窓口 1人で悩まずに相談を!

- 千葉県警察少年センター(ヤング・テレホン) TEL:0120-783-497 平日 9:00~17:00
- 千葉県警察本部相談サポートコーナー TEL:043-227-9110(短縮ダイヤル#9110) 平日8:30~17:15
- 千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」 TEL:043-420-8066 火曜~日曜 10:00~17:00(定休:年末年始、月曜(祝日の場合は翌火曜))
- 「24時間子供SOSダイヤル」(全国共通) TEL:0120-0-78310 24時間対応

リーフレットの問合せ先

千葉県環境生活部県民生活・文化課
TEL 043-223-2330

※条例の詳細は、県HPに掲載されています。

千葉県青少年健全育成条例

検索